

初鹿会計 情報発信

第 213 号

令和 6 年 4 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

【重要】R6 年分所得税の定額減税について

税務署から案内があったと思いますが、本年 6 月支給給与等（賞与含む）より所得税の定額減税が実施されるとともに、また 6 月納期到来分からの納付書の事前送付が取りやめとなります。

本稿では、所得税の定額減税（給与）事務の方法についてご案内いたします。

□所得税の定額減税事務

定額減税の概要

所得税は令和 6 年分、個人住民税は令和 5 年分の合計所得金額^{※1}をもとに定額減税対象を判定します。

- ・対象者・・・居住者^{※2}で、かつ合計所得金額が 1,805 万円以下である人

※1 合計所得金額・・・給与収入のみの場合、年収 2,000 万円以下

※2 居住者・・・国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人

- ・定額減税額

税目	対象者	減税額	
所得税	(所得者) 本人 ^{※3}	3 万円	※3 居住者であること ※4 生計を一にしていること、合計所得金額が 48 万円以下(給与収入 103 万円以下)であること、事業専従者でないこと
	同一生計配偶者 ^{※3, ※4}	3 万円	
	扶養親族 ^{※3, ※5}	3 万円/人	
個人住民税	本人 ^{※3}	1 万円	※5 16 歳未満の扶養親族含む ※6 国外居住者は除く ※7 同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得が 1,000 万円以下であること
	控除対象配偶者 ^{※6, ※7}	1 万円	
	扶養親族 ^{※5, ※6}	1 万円/人	
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者 ^{※6}	1 万円 ^{※5}	

- ・減税方法

税目	減税の方法
所得税	給与所得者・・・勤務先にて給与等支給時に順次控除、精算は年末調整 個人事業者・・・予定納税額より控除 ^{※8} 、精算は確定申告
個人住民税	普通徴収、特別徴収対象者いずれの場合も、令和 6 年度住民税の決定通知書にて済 ^{※9, ※10}

※8 (所得税の) 予定納税における減税は、本人分に係る定額減税のみ控除。減額申請により同一生計対象者分も控除適用可能。

※9 給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均した税額を徴収。均等割のみの方は従来通り6月給与にて一括徴収

※10 普通徴収の場合は、「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除し、徴収

【重要】所得税の定額減税（給与）事務の方法

給与支払者（会社、事業者）が給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除することにより減税されます。

給与支払者の担う2つの事務

- ・ 令和6年6月1日以降に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務
- ・ 年末調整時に行う精算事務

以下では「令和6年6月1日以降に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務」について、国税庁が紹介している方法を具体的に説明いたします。

①控除対象者の確認

令和6年6月1日（その日）現在、**給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人**（給与支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）を**確認**します。

②定額減税額の確定

①で確定させた控除対象者の、同一生計配偶者の有無と扶養親族の数を把握し、**各人の定額減税額を確定**します。

《参考》国税庁では、①で確定させた控除対象者に対して、『令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書…』を配布し、改めて同一生計配偶者の有無と扶養親族の数を確認することを推奨しております。その場合には、この手続きを踏む必要がありますが、自社にてリアルタイムに把握している場合にはその限りではありません。

③各人別控除事績簿の作成

定額減税の対象となる人毎の定額減税額、月次減税額と各月の控除額等を管理するためのものです。必須ではありません。各人の月次減税額と各月の控除額が管理できれば、どのようなやり方でも構いません。

↓②、③の様式は国税庁HPよりダウンロードできます

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm>

④給与等計算時

6月1日以降支給する給与等が対象となります。

例月と同様に給与等を計算し算出した源泉徴収額より、各人の月次減税額を差引きます。

最初の給与等で引ききれなかった場合、順次次回以降の給与等にて各人の定額減税額の上限に達するまで控除します。

【例】同一生計配偶者有り、扶養親族2名の給与所得者の場合

定額減税額＝30,000円（本人分）＋30,000円×3名（同一生計配偶者と扶養親族の分）＝120,000円

6月給与の源泉徴収税額が20,000円場合 定額減税額120,000円の内20,000円を月次減税額として控除するので6月の源泉所得税は0円になります。以後の給与等においても同様に、定額減税額の残額が0円になるまで控除します。

⑤源泉所得税の納付（毎月、納期特例時）

定額減税後の実際に徴収した税額を納付します。

⑥注意事項

- ・ 定額減税の対象とならない人
 - ✓ 令和6年6月1日以降支給給与において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄を適用する者
 - ✓ 令和6年6月2日以降に入社した人（中途入社）※年末調整にて精算
 - ✓ 令和6年5月31日以前に退職した人（退職者）
- ・ 同一生計配偶者と扶養親族の数
 - ✓ 毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族の数」とは異なる場合があります
- ・ 合計所得が1,805万円を超えると見込まれる給与所得者
 - ✓ 定額減税の対象者ではありませんが、減税事務の対象となります。確定申告にてその分は徴収となります
- ・ 6月1日以降同一生計配偶者や扶養親族に増減があった場合
 - ✓ 年末調整において精算となります
- ・ 令和6年6月1日以降の支給給与等における給与等明細等の記載事項
 - ✓ 定額減税前の源泉徴収額の記載、及び定額減税額の双方を記載します
 - ✓ 源泉徴収簿も同様となります

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。